

○沖縄総合事務局告示第二十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成三十年四月二十七日

沖縄総合事務局長 能登 靖

第1 起業者の名称 沖縄県

第2 事業の種類 県道宜野湾南風原線道路改築事業（沖縄県島尻郡南風原町字宮平平原地内から同町字兼城西平原地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 沖縄県島尻郡南風原町字宮平平原、字兼城大名原及び字兼城西平原地内

2 使用の部分 沖縄県島尻郡南風原町字兼城西平原地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、沖縄県那覇市首里崎山町四丁目地内から同県島尻郡南風原町字兼城地内までの全長1,780mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道宜野湾南風原線道路改築事業」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地にかかる部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する工事であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道宜野湾南風原線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により沖縄県知事が県道に認定した路線であり、沖縄県は同法第15条の規定により本路線の道路管理者となることから、起業者である沖縄県は、本件事業を遂行する充分な意思

と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

本路線は、沖縄本島中部圏に位置する宜野湾市の真栄原交差点を起点とし、浦添市、那覇市を経由して南風原町の喜屋武(南)交差点を終点とする本島中南部を縦断する延長11,200mの道路である。

本路線は、島尻郡南風原町字喜屋武地内において、平成30年代前半に完成を目指している地域高規格道路南部東道路と連結することにより、一般国道507号、県道糸満与那原線、沖縄自動車道及び那覇空港自動車道を柱とした道路ネットワークが構築され、南風原町においては伝統的工芸品の琉球絣や南風原花織の普及促進を図る目的で設置された琉球かすり会館へ観光客を誘致するとともに、戦争遺跡文化財に指定されている沖縄陸軍病院南風原壕群20号とその周辺施設における平和学習の強化や南部戦跡巡り、かぼちゃや生産量日本一のヘチマ、花き類であるストレリチアなど農産物等の県内外への円滑な出荷、あざまさんさんビーチをはじめとする海洋リゾート地や、世界文化遺産に指定されている斎場御嶽や神の島と称される久高島など南部圏域の物流の効率化や産業支援、観光支援などの効果が期待される道路である。

本路線の終点側に位置する島尻郡南風原町は、県庁所在地である那覇市と隣接していることから、近年、人口増加によるベッドタウン化及び大型商業施設等が急速に連立しており、沖縄県立南部医療センターの立地を受け、医療関連施設の集積が進んでいる。

また、近隣に沖縄自動車道那覇インターチェンジや沖縄都市モノレール首里駅が位置しており、さらに一般国道329号南風原バイパスの整備も進んでいることから、中城港湾マリンタウン西原与那原地区からの物流や通勤及び大型MICE施設建設に伴う交通量の増加等に対応する交通結節点としての特性を活かしたまちづくりを目指している地域である。

特に、本路線のうち本件区間においては、那覇市を中心に放射状に伸びた主要幹線道路が位置しているとともに、沖縄県災害拠点病院の指定を受けている沖縄県立南部医療センター・こども医療センター、戦前戦後の沖縄を知る上で貴重な資料を保存保管している沖縄県公文書館、公共交通機関の営業所などが存しております、円滑な交通が求められている地域である。このため、歩道幅員を広げ4車線道路とすることによる安全で快適な沿道環境の整備を進めており、本件区間1,780mのうち1,340mについては工事の完了に伴い順次供用開始されている。

しかしながら、本件区間のうち、沖縄県島尻郡南風原町字新川地内の新川(南)交差点から同町字兼城地内の町道11号線との接続地点までの現道においては、片側1車線道路であり、曲線半径が51mとなる区間及び縦断勾配が6.59%となる区間を有しております、計画設計速度50 km/hにおける道路構造令(昭和45年政令第320号)の基準値である最小曲線半径( $R=100m$ )及び縦断勾配( $i=6\%$ )を充足しておらず、制限速度は30 km/hとなっている。本件区間の起点における設計速度が50 km/h、制限速度が40 km/hであるため、進入

時の制限速度の変更により、交通の安全上好ましくない状況に加え、歩道幅員狭小により歩行者及び自転車(以下「歩行者等」)の交通量が多いにもかかわらず、道路構造令に定める自転車歩行者道の幅員を満たしていないため、歩行者等の安全かつ円滑な通行が確保されていない状況にある。

このため、アクセス機能が不十分となり、一般国道329号兼城交差点付近において、本件区間内で約350m、那覇糸満線で約290mの渋滞が朝夕の通勤時間帯に発生している。

本件事業の完成により、線形不良が解消され、安全で快適な沿道環境が整備されるとともに、4車線となることにより中南部地域への利便性の向上、アクセス強化が図られ、本件区間に存する沖縄県立南部医療センター・こども医療センターへの緊急車両等の通行時間の短縮、あるいは自然災害発生時における近隣住民等の避難路としての機能など安全かつ円滑な自動車交通の確保に大きく効果を發揮するものである。

更に、南部東地域のアクセス向上と骨格幹線交通網(ハシゴ道路)の拡充の推進を目的として整備を進めている南部東道路は、物流の効率化、沿道環境の向上及び沖縄県立南部医療センター・こども医療センターへの緊急車両等の通行時間の短縮が見込まれているが、その効果を十分に發揮するためにも、南部東道路と連結する本件区間の整備が不可欠となっている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度、存すると認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響について、本件事業は「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)及び「沖縄県環境影響評価条例」(平成12年条例第77号)で定める環境評価対象外の事業であるが、環境影響評価法等に準じて、本件区間のうち既に供用を開始している区間及び用地取得が完了し整備中である区間を除く沖縄県島尻郡南風原町字宮平平原地内から同町字兼城西平原地内の440m区間において任意にて環境影響評価を実施している。

その結果によると、大気質については工事期間中及び存在・供用時において環境基準を満足しており、騒音、振動についても工事期間中及び存在・供用時におけるレベルは、環境基準及び要請限度を満たしている。また、騒音についての保全措置として、排水性舗装を適用することにより、道路交通騒音の低減を図っている。

陸域植物への影響についても、新たに林等を伐採しないこと、事業実施区域沿いは宅地がほとんどであり、林等の植生が存在しないことから、事業実施による陸域植物への影響は極めて小さい。更に、大気環境(大気質・騒音・振動)により間接的に受ける影響については、定期的な路面清掃実施による浮遊粒子状物質の飛散軽減措置等を講じている。

以上のとおり、本件事業の社会的、経済的效果は著しく、公益に資するところ大なるものがある。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、沖縄県那覇市首里崎山町四丁目地内の崎山交差点から同県島尻郡南風原町字兼城西平原地内の町道11号線との接続地点までの区間において、歩道幅員を広げることによる安全で快適な沿道環境の整備及び現道の線形不良や縦断勾配不良を解消し、4車線道路とすることによる車両の安全通行の確保を目的として、道路構造令による第4種第1級の規格に基づく4車線道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業におけるルートについては、沖縄県那覇市首里崎山町四丁目地内の崎山十字路を起点とし、同県島尻郡南風原町字新川地内にて一般国道329号線南風原バイパスと交差し、沖縄県立南部医療センター・こども医療センター、沖縄県公文書館等の施設を回避しつつ、橋梁設置による線形不良の解消をし、終点となる同県島尻郡南風原町字兼城西平原地内の町道11号線に接続する延長1,780mのルートである。なお、本件事業の計画は平成13年1月30日付け沖縄県告示第65号で都市計画決定された那覇広域都市計画道路3.2.13号南風原中央線と、盛土計画を除き基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、南風原町の本件区間ににおいては、道路構造令を満たさない急曲線形の道路や歩道があるため、歩行者や通行車両の円滑かつ安全な交通が著しく阻害されている状況であることから、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。また、南風原町より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 沖縄県島尻郡南風原町役場